

「遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるGILSP遺伝子組換え微生物の一部を改正する告示案」に対する意見募集の結果について

令和6年7月2日
経済産業省
商務・サービスグループ
生物化学産業課

令和6年5月10日から令和6年6月9日の間、「遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるGILSP遺伝子組換え微生物(平成16年経済産業省告示第13号)の一部を改正する告示案」に対する意見募集を行ったところ、結果概要を以下のとおり公表します。

1. 意見募集の方法

- (1) 実施期間：令和6年5月10日（金）～令和6年6月9日（日）
- (2) 告知方法：電子政府窓口（e-Gov）における掲載
- (3) 意見提出の方法：e-Gov、郵送

2. 意見募集結果

意見提出件数：7件

3. 提出いただいた意見の概要及び当省の考え方

別添のとおり

4. 本件に関する問い合わせ先

経済産業省商務・サービスグループ生物化学産業課生物多様性・生物兵器対策室
電話：03-3501-1511（代表）

(別添)

提出いただいた意見の概要及び当省の考え方

令和6年7月2日

経済産業省商務・サービスグループ生物化学産業課

提出いただいた意見の概要	当省の考え方
<ul style="list-style-type: none">・断固反対（2件）・略項が多くて相対的判断に苦しむが 新規項目に関して いままで許可していなかったものを許可できるように明記したものであると思われるが いかがなものでしょうか世界で一番厳しかった日本がなし崩しに開放していくのは納得が出来ません国会でしっかりと話し合って改悪にならないようにしてくださいいまのところ白紙撤回を求めます	<p>遺伝子組換え生物等を、実験室や工場など閉鎖空間で使用等するに当たっては、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）」第12条に基づき、省令で指定した特定の遺伝子組換え生物等については、定められた拡散防止措置を執ることとされています。</p> <p>今回告示に掲載するベクター、挿入DNA等については、新たな科学的知見の蓄積と、学識経験者による生物多様性や人の健康への安全性確認手続等を踏まえ、科学的知見に基づく厳格な審査を行い、掲載の判断を行ったものです。</p>
<ul style="list-style-type: none">・遺伝子組み換えの食品は食べたくありません今回の場合微生物とのことですので菌などだと思いますが、それを加工などに使うわけですよね？そんなもの食べたくありません気持ちの悪い・遺伝子組み換え自体反対なので、改悪は論外。ですから、当然反対です。そんなに遺伝子組み換えの生物増やして食品に加工するなら、改正したい方々だけが食べたらいかがでしょう。国民はそんな物は望んでおりませんので。	<p>今回の意見募集は、経済産業省における遺伝子組換え生物の利用について定めたものです。</p> <p>いただいたご意見については、食品安全に関するものであるため、食品安全に関係する省庁に共有いたします。</p>
<ul style="list-style-type: none">・遺伝子組み換え食品が入っている食品に関して、表示の義務強く！を要望する。	<p>いただいたご意見につきましては、食品表示に関するものであるため、食品表示に</p>

提出いただいた意見の概要	当省の考え方
ゲノム組み換え食品に関しても、表示の義務化を要望。	関係する省庁に共有いたします。
<p>・ 貴省では、工業用製品関係の遺伝子組換え生物について管轄されていますが、遺伝子組み換え生物のような慎重に検討が必要なものについて、対象によって所轄がバラバラなのはきちんとした審査ができるのかどうか、疑問です。遺伝子組換え（ゲノム編集も含む）生物については、一つの省庁で一元管理すべきと考えられます。また、今回の案件も含めて、閉鎖系・開放系で分けた規制に基づいて審査されていますが、仮に閉鎖系だったとしても、同じ空気中、同じ土壌中で使用される限り、何らかの影響は避けられないのではないのでしょうか？そもそも、遺伝子組み換え生物については、現代の科学のレベルではわからないことが多いです。明らかな短期的リスクが m に得ない限り基本は進めていくという、ことではなく、中長期的リスクが明らかになっていない現状では、すべての遺伝子組み換え生物については、閉鎖系・海保家厭わずすべて禁止にさせていただきたく存じます。</p>	<p>「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律における主務大臣を定める政令（平成 15 年政令第 263 号）」においては、遺伝子組換え生物等の使用等にかかる主務大臣について、「当該遺伝子組換え生物等の性状、その使用等の内容を勘案して財務省令・文部科学省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・環境省令で定める区分に応じ、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は環境大臣とする。」と定められています。</p> <p>この規定に基づき、経済産業省では、関係各省と連携しつつ、工業利用にかかる遺伝子組換え生物の使用における制度の運用を行っています。</p> <p>本件は閉鎖系での使用の規制に関する告示となりますが、閉鎖系での使用は主に工場内での培養タンク等での培養であり、外部の空気や土壌中に拡散させないための措置をとって使用が行われるものです。</p> <p>遺伝子組換え生物の利用については、人の健康や生態系等への影響が生じないよう、最新の科学的知見を踏まえ、微生物の安全性や拡散を防止するための措置等について厳格に確認を行ってまいります。</p>